

法科大学院における適性試験の活用状況調査の結果の概要

募集停止・廃止校を除く法科大学院45校に対し書面により調査を実施したところ、回答の概要は以下のとおり。(調査期間：10月27日～11月10日)

1 入学者選抜方法

(1) 法学未修者

- ・ 適性試験(第1部～第3部)は全日程において、全ての法科大学院で活用されている。
- ・ 適性試験(第4部)を活用する法科大学院が一定数存在する。
- ・ 大半の法科大学院において、小論文の比重が適性試験と同程度か、それよりも高く設定されている。

(2) 法学既修者

- ・ 適性試験(第1部～第3部)は全日程において、全ての法科大学院で活用されている。
- ・ 大半の法科大学院において、法律科目試験の比重が高く設定されている。

(3) 法学未修者・法学既修者共通

- ① 平成28年度入学者選抜における適性試験の入学最低基準点の設定(回答数：45校)
 - A. 設定している 41校(91.1%)
 - B. 設定していない 4校(8.9%)
- ② ①で「A. 設定している」と回答した法科大学院のうち、総受験者の下位から15%であった受験者の取扱いについて(回答数：41校)
 - A. 出願を認めている 16校(39.0%)
 - B. 出願を認めていない 15校(36.6%)
 - C. その他 10校(24.4%)
- ③ ①で「B. 設定していない」と回答した法科大学院のうち、総受験者の下位から15%未満の受験者の取扱いについて(回答数：4校)
 - A. 合格させたことがある 4校(100.0%)
 - B. 合格させたことはない 0校(0.0%)

④ 総受験者の下位から15%を基準として、適性試験の入学最低点を設けることについて
(任意回答・自由記述(回答数:44校))

- ・意見の主な内容は以下のとおり
 - 入学最低点を設けるべき 13校
 - 入学最低点を設けるべきだが、15%については検討の余地がある 4校
 - 入学最低点を設けるべきではない 27校

⑤ 入学者の適性を測る観点からの改善点について(任意回答・自由記述(回答数:18校))

- ・適性試験の改善に関する具体的な意見(11校)の主な内容
 - 問題量や試験時間等に関する内容 (3校)
 - 長文読解力(第3部)や表現力(第4部)を測る問題に関する内容 (3校)
 - 適性試験の出題内容に関する内容 (4校)
 - 試験の運営方法に関する内容 (1校)
- ・適性試験の有用性自体を問う趣旨の意見(7校)

⑥ 「適性」を判定する上での適性試験の必要性や有効性について(任意回答・自由記述(回答数:43校))

<u>【未修者】</u>	<u>【既修者】</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・肯定的な意見(19校) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「適性」の測定が可能 ➤ 未修者の選抜においては必要 ➤ 最低基準点としては機能する ・否定的な意見(24校) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「適性」を測定する試験として機能していない ➤ 学内成績や司法試験合格率との相関が認められない ➤ 他の試験により代替可能 ➤ 受験者の負担感 	<ul style="list-style-type: none"> ・肯定的な意見(6校) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「適性」の測定が可能 ➤ 最低基準点としては機能する ・否定的な意見(37校) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「適性」を測定する試験として機能していない ➤ 学内成績や司法試験合格率との相関が認められていない ➤ 他の試験により代替可能 ➤ 受験者の負担感

⑦ 適性試験以外の選抜方法により、受験者の「適性」を客観的に判定することがどの程度可能であると考えるか（任意回答・自由記述（回答数：44校））

【未修者】	【既修者】
・ 適性試験が最も大切 (3校)	・ 適性試験が最も大切 (2校)
・ 小論文や面接等による選抜 (29校)	・ 小論文や面接等による選抜 (7校)
・ 科目等履修制度の利用 (1校)	・ 法律科目試験や学部成績による選抜
・ 他の選抜試験で代替可能（具体的な方法についての記述なし） (6校)	(31校)
・ そもそも入学者選抜において「適性」を測定することは困難 (6校)	・ 他の選抜試験で代替可能（具体的な方法についての記述なし） (6校)
	・ そもそも入学者選抜において「適性」を測定することは困難 (3校)

※複数の意見を回答している法科大学院が含まれるため、各項目の合計数と回答数は異なる。

2 適性試験の結果と入学後の状況との関係

① 入学者の適性試験の成績と入学後の成績、司法試験合格状況等との相関関係を調査したことがあるか（複数回答可（回答数：45校））

- A. 適性試験の成績と入学後の成績の相関 22校 (48.9%)
- B. 適性試験の成績と司法試験合格状況との相関 12校 (26.7%)
- C. 他の選抜方法（注）と入学後の成績との相関 11校 (24.4%)
- D. 他の選抜方法（注）と司法試験合格状況との相関 7校 (15.6%)
- E. 相関関係について調査したことがない 20校 (44.4%)

注：法律科目試験、小論文試験、学部時代の成績、語学のスコア等

② 調査の結果、実際にどの程度相関関係が見られたか（回答数：25校）

- ・ 適性試験の成績と入学後の成績の相関（回答数：22校）
 - A. 相関関係が強く認められる 0校 (0.0%)
 - B. 相関関係が一定程度認められる 4校 (18.2%)
 - C. 相関関係がほとんど認められない 15校 (68.2%)
 - D. その他 3校 (13.6%)

- ・ 適性試験の成績と司法試験合格状況の相関（回答数：12校）
 - A. 相関関係が強く認められる 1校（8.3%）
 - B. 相関関係が一定程度認められる 3校（25.0%）
 - C. 相関関係がほとんど認められない 7校（58.3%）
 - D. その他 1校（8.3%）

- ・ 他の選抜方法と入学後の成績の相関（回答数：11校）
 - A. 相関関係が強く認められる 1校（9.1%）
 - B. 相関関係が一定程度認められる 5校（45.5%）
 - C. 相関関係がほとんど認められない 1校（9.1%）
 - D. その他 4校（36.4%）

- ・ 他の選抜方法と司法試験合格状況の相関（回答数：7校）
 - A. 相関関係が強く認められる 1校（14.3%）
 - B. 相関関係が一定程度認められる 3校（42.9%）
 - C. 相関関係がほとんど認められない 1校（14.3%）
 - D. その他 2校（28.6%）

3 学生募集への影響について

- ① 適性試験の実施が志願者の確保に与える影響について（回答数：45校）
 - A. 志願者確保の障害になっている面がある 41校（91.1%）
 - B. 志願者確保の障害になっている面はない 4校（8.9%）

- ② ①で「A. 志願者確保の障害になっている面がある」とした法科大学院の具体的理由（複数回答可（回答数：41校））
 - A. 適性試験の実施時期 36校（80.0%）
 - B. 適性試験の受験料 21校（46.7%）
 - C. 試験の実施場所や実施回数 30校（66.7%）
 - D. 社会人経験者が得点を取りにくい試験であること 22校（48.9%）
 - E. その他 11校（24.4%）

③ 法科大学院志願者の利便性向上の観点から、適性試験の実施時期やスコアの有効期間など、改善すべき点について（任意回答・自由記述（回答数：36校））

- ・ 実施時期に関する意見（25校）
 - 2回目の試験を夏又は秋に実施して欲しい
- ・ 適性試験の対象者に関する意見（3校）
 - 未修者に限定して実施すべき
 - 予備試験受験者にも受験を義務づけるべき
- ・ 地理的な公平性に関する意見（3校）
 - 受験会場を全国に万遍なく広げるべき
- ・ スコアの有効期間に関する意見（10校）
 - スコアを複数年有効とすべき
 - 制度の維持・持続的発展を考慮しながらスコアの有効期間を検討すべき
- ・ 適性試験を廃止すべき（6校）
- ・ その他（2校）
 - 外国人を対象に、外国語試験を実施すべき